

JATA 会員の皆様へ

JATA 従業員災害補償制度

JATA 会員企業様向けハイパー任意労災

AIG 損保の業務災害総合保険 ご案内とご加入のおすすめ

業務災害補償特約、葬祭見舞金支払特約、事業主相談費用等補償特約、使用者賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

「JATA 会員企業様向けハイパー任意労災」は、従業員のほか、パート、アルバイトに対する補償・福利厚生の充実の一環としてお役に立てるものです。

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当てすることは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも重要なことといえますので、ぜひこの機会にご加入ください。

例えばこのような時にお役に立ちます

業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



社内でのケガ



地震によるケガ



営業中、通勤中の
交通事故によるケガ



過労により労災認定された精神障害
を原因とする死亡・後遺障害

保 険 期 間

2023 年 7 月 1 日 ~ 2024 年 7 月 1 日

当制度は会員企業向けの制度として更新日は 7 月 1 日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外にご加入される場合の補償開始日（保険期間開始日）については取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。か、取扱代理店・扱者または AIG 損害保険にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

事業経営を万一の労働災害から守るために

◆保険金は労災認定を待たずにお支払いします。

※業務上疾病に対する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金、自殺行為による身体障害に対する保険金、使用者賠償責任補償特約における損害賠償保険金などのお支払いには、労災の給付決定などの認定が必要となります。

◆賠償金や弁護士費用なども補償します。

業務に従事する方のケガなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

◆ご契約者に保険金をお支払いします。

受け取られた保険金は見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお支払いいただきます。

※ご契約時に補償対象者の同意が必要です。

◆通常経路による通勤途上のケガも補償します。

◆業務中の熱射病や日射病も補償します。

◆過労などによる脳・心臓疾患、精神障害を原因として、万一従業員の方が死亡したり、後遺障害が生じた場合にも補償します。

※保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定や、脳・心臓疾患、精神障害を発病した日が保険期間中であることなどが条件となります。

◆従業員の増加や入れ替わりがあっても自動的に補償されます。

ご契約時の貴社の売上高と業務内容から保険料を算出します。

保険期間中の人数報告や精算 などのお手続きは不要です。

※新規設立法人などのご契約の場合には、見込売上高に基づく概算保険料での契約となり、保険期間終了後に確定売上高に基づく保険料との差額を精算する必要があります。

◆保険料は全額損金処理が可能です。

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

※法人税基本通達 9-3-5、9-3-6 の 2 を準用(2023 年 4 月現在)

◆業務中の地震によるケガも補償します。

補償プラン例（保険期間1年）

業務災害補償特約、葬祭見舞金支払特約、事業主相談費用等補償特約、使用者賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡補償保険金	500 万円	1,000 万円	2,000 万円
後遺障害補償保険金 (1 級～14 級)	障害等級に応じて 500 万円～20 万円	障害等級に応じて 1,000 万円～40 万円	障害等級に応じて 2,000 万円～80 万円
入院補償保険金 (日額) (1 事故につき 180 日限度)	2,000 円	3,000 円	5,000 円
手術補償保険金 (1 事故につき 1 回限度)	入院中／入院中以外 2 万円／1 万円	入院中／入院中以外 3 万円／1.5 万円	入院中／入院中以外 5 万円／2.5 万円
通院補償保険金 (日額) (1 事故につき 90 日限度)	1,000 円	1,500 円	2,500 円
医療費用補償保険金 (注 1) (注 2) (1 事故につき)	100 万円限度	100 万円限度	100 万円限度
差額ベッド代	(1 万円×入院日数) 限度	(1 万円×入院日数) 限度	(1 万円×入院日数) 限度
葬祭見舞金 (注 1)	100 万円限度	100 万円限度	100 万円限度
事業主相談費用等保険金 (注 1) (1 災害につき)	100 万円限度	100 万円限度	100 万円限度
使用者賠償責任補償保険金 (注 1)	1 名／1 災害 5,000 万円限度	1 名／1 災害 5,000 万円限度	1 名／1 災害 1 億円限度
地震・噴火・津波危険補償特約	補償されます	補償されます	補償されます
事業主・役員フルタイム補償特約	補償されます	補償されます	補償されます

(注 1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。

(注 2) 身体障害を被った日から 365 日以内に負担した費用に限りです。

■御見積書について

貴社の事業内容及び把握可能な直近会計年度における売上高及び、ご契約いただく補償内容、補償金額に基づき保険料を算出します。保険料につきましては、同封されております「見積依頼書」を取扱代理店まで F A X にてご返信のうえ、お問い合わせください。

※保険料に関しましては、取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者・補償対象者の範囲

被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 加えて、使用者賠償責任補償特約においては、役員等を含みます。 建設業の場合は、さらにその下請負人を含みます。
補償対象者	補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する方であって、保険証券に記載されている方をいいます。使用者賠償責任補償特約、事業主相談費用等補償特約においては、これらの方のうち、次に該当する方をいいます。 1. 現実に労災保険法などによる給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する方 2. 記名被保険者と直接締結された契約（請負契約、委託契約などをいい、数次の請負または業務委託を含みます。）に基づき、記名被保険者の業務に従事する 1. 以外の方

当制度の補償対象者には、事業主、役員、社員のほか、パート、アルバイト、派遣社員を含みます。

ただし、その勤務形態や雇用形態によって補償の範囲が異なります。

○・・・補償されます。×・・・補償されません。

	身体障害		葬祭見舞金
	業務中 (※3)	業務外	
事業主 (※1)、常勤 (※2) の役員	○	○	○
社員、常勤 (※2) のパート、常勤 (※2) のアルバイト	○	×	○
上記以外の補償対象者	○	×	×

※1 契約者が個人事業主の場合、個人事業主本人のみとなります。

※2 常勤とは、週あたりの平均労働日数が 3 日以上かつ平均労働時間が 15 時間以上に該当する場合をいいます。

※3 業務中には通勤途上を含みます。

付 帯 サ ー ビ ス

健康・医療等の無料相談サービスをご提供します。



■ 社長のための労務相談ホットラインサービス

提供: ティーパック(株)

【事業主及び人事労務担当の方がご利用いただけます。】

社会保険労務士や心理カウンセラーなどが、労務全般に関するご相談や休職者・復職者への対応に関するアドバイスなどを電話で行います。

相談例: 休職者の職場復帰について、リハビリ出勤制度について、雇用期間途中での契約解除について・・・など

■ メンタルケアカウンセリングサービス

提供: ティーパック(株)

【事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。】

心理カウンセラーの電話によるカウンセリングをご提供します。必要に応じて専門の医療機関をご案内します。日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、面談によるカウンセリングを年間3回までご提供します。

■ 24 時間電話健康相談・介護相談ホットライン

提供: ティーパック(株)

【事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。】

24 時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ（医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど）がお電話でアドバイスします。

※ご相談の内容によっては受け付けできない日時および時間帯があります。

- ・本サービスは引受保険会社が各サービス提供会社に委託してご提供します。
- ・各サービス提供会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは今後予告なく変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスのご利用には諸条件があります。地域や内容によりご要望に添えない場合があります。

ご 注 意 事 項

■ 身体障害について

身体障害とは、次の1.～5.をいいます。

1. ケガ
 - (1) 急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - (2) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒
2. 業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
3. 業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、次の事由によるものをいいます。
 - (1) 熱および光線の作用（熱射病、日射病等）
 - (2) 気圧または水圧の作用（潜函病等）
 - (3) 低酸素環境への閉じ込め（酸素欠乏症等）
 - (4) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（潜水病等）
4. 上記1.2.3以外の業務上疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次のものをいいます。
 - (1) 労災保険法などによる給付が決定されたもの（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金）
 - (2) 労災保険法などによる給付請求が受理されたもの（入院補償保険金、手術補償保険金、入院補償一時金）いずれも、石綿による肺がん・中皮腫その他の健康障害、塵肺症（じんばいしょう）を除きます。
5. 労災認定された自殺行為による身体障害

■ ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にはご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報）」等を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によってご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■ 同意について

業務災害総合保険をご契約いただく際には、ご契約の締結について必ず補償の対象となる方（代表となる方）の同意の確認が必要となります。

■ 損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG 損害保険株式会社 CCA 東京中央支店
〒130-0013
東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 4F
TEL: 03-5819-3760
受付時間: 午前9時～午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは
株式会社ジャタ
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 4F
TEL: 03-3504-1751
受付時間: 午前10時00分～午後5時00分まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
担当者: JATA「ハイパー任意労災」係
D-006440

補 償 内 容

給 付 項 目	給 付 の 内 容
死亡補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、死亡した場合、ご契約の保険金額をお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じた額をお支払いします。
入院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、入院した場合、入院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日(業務上疾病では入院を開始した日)からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。
手術補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内(業務上疾病では保険期間中)で、同一の原因に基づく身体障害について1回の手術に限ります。
通院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、それがもとで通院した場合に、通院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の通院した日数のうち90日が限度となります。
医療費用補償保険金 (注1)	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、それがもとで身体障害を被った日から365日以内に医師の治療を受け実際に負担した費用に対し、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。
葬祭見舞金 (注1)(注2)	補償対象者が保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、被保険者が災害補償規定などにに基づき遺族に支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。
事業主相談費用等保険金 (注1)	従業員などが業務の遂行または通勤で被ったケガや病気を受けて被保険者が負担する可能性のある責任について、弁護士に相談した場合の費用を補償します。
使用者賠償責任補償保険金 (注1)	従業員などが業務上の事由または通勤により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などの費用保険金をお支払いします。

特約名	特 約 の 内 容
地震・噴火・津波危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波、およびこれらの事由にともない生じた事故または秩序の混乱にともなって生じた身体障害＊などについても補償の範囲を拡大してお支払いします。
事業主・役員フルタイム補償特約	ご契約の保険金について、事業主、常勤の役員の方が業務外の事由により生じたケガ(有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)についても補償の範囲を拡大してお支払いします。

＊ 身体障害とはケガまたは業務に起因して生じた所定の症状をいいます。詳細はご注意事項でご確認ください。

(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。

(注2) 社員、常勤の役員、常勤のパート・アルバイトが補償の対象者となります。詳細は「被保険者・補償対象者の範囲」をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合など、補償内容の詳細はパンフレットをご覧ください。

ご加入手続き

(1)お申込み方法

同封の「見積依頼書」に、必要事項をご記入の上、パンフレットよりご加入のプランをお選びいただき、本制度取扱代理店「株式会社ジャタ」までFAXにてご送信ください。

見積依頼書を受信しましたら、お見積書とお申込書をご案内させていただきますので、必要事項をご記入・ご捺印のうえ下記の売上高確認書類と共にご返送ください。

(2)売上高確認書類

この保険は、貴社の業務の内容及び把握可能な直近会計年度における売上高及び、ご契約いただく補償内容、補償金額に基づき保険料を算出します。保険料の算出にあたっては下記のいずれかの書類の（写し）が必要となります。

- ・損益計算書
- ・法人事業概況説明書など

ご返送先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 4F
株式会社ジャタ JATA「ハイパー任意労災」係
TEL: 03-3504-1751 FAX: 03-3504-1753

締切日 : 2023 年 5 月 31 日(水) 見積依頼書必着

※上記締切日までに「見積依頼書」のご提出がない場合、7 月 1 日に補償を開始できないことがございますので、ご注意ください。

掛金(保険料)の払込み

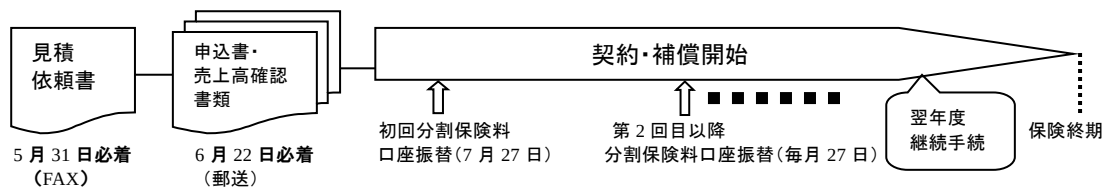
当補償制度は分割払いの初回保険料から、各会員企業のご指定の銀行口座より毎月振替いたします。
(毎月 27 日 ただし休日の場合は金融機関の翌営業日)

初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日(2023 年 7 月 27 日)に指定口座からの振替により行われます。
初回保険料の口座振替ができなかった場合には、補償開始日が 2022 年 7 月 1 日と異なりますので、ご注意ください。

当制度の契約概要

加入資格 : 一般社団法人日本旅行業協会の正会員・協力会員
被保険者 : 加入資格を有する会員企業の役員及び従業員

契約スケジュール



事故の通知

この保険の対象となる事故が発生した場合には、取扱代理店または AIG 損害保険株式会社まで 30 日以内にご通知ください。正当な理由なくご通知をいただけない場合や、事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げない場合、または事実と異なることを告げた場合などには、AIG 損害保険株式会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

加入手続きやその他、こちらの保険の詳細につきましては、引受保険会社または制度取扱代理店へおたずねください。

<引受保険会社>

AIG損害保険株式会社

CCA東京中央支店

JATA「ハイパー任意労災」係

〒130-0013

東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 4F

TEL : 03-5637-0721 FAX : 03-3622-2040

受付時間: 午前 9 時～午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

<制度取扱代理店>

(JATA 指定事業委託会社)

株式会社ジャタ

JATA「ハイパー任意労災」係

〒100-0013

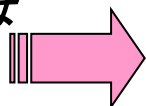
東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 4F

TEL: 03-3504-1751 FAX: 03-3504-1753

受付時間: 午前 10 時～午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

お見積のご依頼は
こちらまで
お気軽にどうぞ



株式会社ジャタ JATA「ハイパー任意労災」係
FAX : 03-3504-1753

JATA「ハイパー任意労災」見積依頼書 (AIG損保の業務災害総合保険)

保険期間 : 2023 7月 1日 ~ 2024年 7月 1日

				見積依頼日		2023年 月 日	
見積依頼書	住所	〒				＜旅行業登録番号＞	
						↓いずれかに○印をご記入下さい	
	会員企業名						Aプラン
							Bプラン
	代表者名						Cプラン
	ご担当者名		TEL		FAX		
事業内容		売上高/従業員数	売上高 : 百万円 (年度) / 従業員数 : 人				

※直近の損益計算書に記載された売上高と従業員数をご記入ください。

＜引受保険会社＞

AIG損害保険株式会社

CCA東京中央支店

JATA「ハイパー任意労災」係

〒130-0013

東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト 4F

TEL:03-5637-0721 FAX:03-3622-2040

受付時間:午前9時～午後5時

＜制度取扱代理店＞

(JATA指定事業委託会社)

株式会社ジャタ

JATA「ハイパー任意労災」係

〒130-0013

東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F

TEL:03-3504-1751 FAX:03-3504-1753

受付時間:午前10時00分～午後5時00分